

公立大学法人宮城大学 第3期中期計画
(令和3年度～令和8年度)

はじめに

公立大学法人宮城大学は、平成21年度の法人化以降これまで2期にわたる中期計画のもと課題となっていたグローバル化や東日本大震災からの復旧・復興に関する取組を強化したほか、平成29年度から実施している一連の大学改革により、学群学類制への移行、基盤教育の充実、AO入試の導入、さらにはデザイン研究棟やラーニングコモンズをはじめとする教育研究環境の整備などを推進してきた。また、学校教育法に基づく認証評価の結果等を受け、令和元年度に大学の理念や目的を再整理し、「高度な実学に基づき、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を身につけ、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する」ことが、本学の果たすべき役割であることを改めて学内外に明示したところである。

一方で、第2期では、大学院の定員未充足、外国人留学生受入数や外部研究資金獲得額の目標未達、学修成果の可視化などが継続的な課題となっており、今後十分に検討し、対策を講じていく必要がある。

第3期では、以上のことを踏まえ、18歳人口の減少、高等教育のグランドデザイン、AIやIoT技術をベースとするSociety5.0時代の到来やデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展、持続可能な開発目標（SDGs）の推進や、ポスト震災復興に向けた取組、男女共同参画や性的マイノリティ（LGBTQ+）を含むダイバーシティ推進の機運に加え、感染症との共存など大学の教育研究活動を取り巻く社会経済情勢の変化を見据え、本学設置団体である宮城県をはじめ、本学にかかわる様々なステークホルダーの期待に応えられるよう、本中期計画に基づき、戦略的な大学運営を展開していく。

* [指標] について

第3期中期目標期間中に全学を挙げて重点的・意欲的に取り組む事項について、期間終了時に目指す方向性や水準、状態を「指標」として設定する。それら以外の事項についても、引き続きデータの収集や状況の把握を行い、第3期中期目標期間中に推進する教学IRや内部質保証システムのマネジメントサイクル等において分析し、見直しや改善などを図る。

第1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 入学者の受入

イ 学士課程

- ・ 本学が求める学生像，入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。
- ・ 少子化による18歳人口の減少を踏まえ，高校訪問，入試説明会，オープンキャンパス，ウェブサイト，大学案内パンフレット等により，高校生や外国人留学生等に対する積極的な広報活動を展開することで，本学に高い関心を持つ出願者の確保，本学を第一志望とする意欲ある学生の獲得に努める。

〔指標〕 本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年）

- ・ 大学入学共通テストの導入，新学習指導要領への対応等，国の入試改革の動向や，入試データや入学後の成績等，入学者に関する多面的なデータ分析を踏まえながら，必要に応じて入学者選抜制度の見直しや改善を図る。
- ・ 社会のニーズや国における高大接続に関する議論を踏まえ，高校生や地域社会にとって身近な宮城大学にするとともに，高等学校と大学に携わる教職員が相互に指導力を高め合うことで地域貢献に寄与する人材を育成する。

ロ 大学院課程

- ・ 博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれについて，本学が求める学生像，入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。
- ・ 定員充足率向上のために，各研究科の教育内容を踏まえた入学者選抜制度の見直しを行うとともに，自治体派遣枠の活用，企業からの派遣受入，リカレント教育の必要性等をアピールする自治体や関係機関への訪問説明，大学院進学の魅力を可視化したウェブサイトの充実等，大学院独自の広報活動を強化する。

〔指標〕 大学院定員の充足（100% 令和8年度）

(2) 教育の内容等

イ 学士課程

- ・ 本学の理念及び各学群の目的に基づくディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを明確に定め，その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。また，学修成果把握のための評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに，教学IRの導入を進め，それらに基づく組織的な教育成果の点検・評価と改善を着実に進める。
- ・ 幅広い教養を身につけ主体的に学ぶ力，コミュニケーション力を培う基盤教育と，各学群で展開される専門教育を有機的に結び付け，それらの連続性を高めた学修効果の高いカリキュラムを提供する。また，実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため，地域フィールドワークや実学教育プログラム，海外研修プログラム等による多様な学びの機会を提供する。教育のデジタル化を推進するため，遠隔授業システムや学修管理システム等の整備・連携と円滑な運用を行い，それらを効果的に活用した授業の展開を図るとともに，対面授業の効果的な実施，アクティブ・ラーニングの活用，ラーニングコモンズの整備・活用により，学生の主体的かつ対話的な学びのサポートを強化する。より効果的な教育を実現するための学年暦・時間割の在り方を検討し，その効果的な編成・運用に努める。

〔指標〕 期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数

（210人 令和8年度）

[指標] 地域連携型実践教育科目履修者の自己評価(平均A: 8.5 点以上 令和8年度)

- ・学生の多様な学修ニーズに応えるために、国際社会や地域社会、科学技術、情報通信の動向及び新たな社会課題を踏まえ、かつ本学の強みや特色を生かした実践的な教育プログラム（正課外のプログラムを含む）を各学群やラーニングコモンズ、デザイン研究棟等で展開し、地域や世界においてイノベーションをデザインできる人材を育成する。また、意欲と能力にあふれた学生を対象に、起業家精神（アントレプレナーシップ）の育成や大学院課程との接続性を考慮した専門性を深める学修機会の提供を図る。情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用し、地域や産業界、他大学・研究機関等との連携による効果的な教育プログラムを展開する。

□ 大学院課程

- ・本学の理念及び各研究科の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。また、学位論文審査基準を公表し、透明性・公平性のある学位論文審査のための体制強化を進める。
- ・教育内容や学修成果の評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに、教学IRの導入を進め、それらに基づく点検・評価と教育内容の改善を着実に進める。
- ・大学院の魅力を更に高めるため、将来の国際社会や地域社会、科学技術の進展、情報表現技術の動向及び新たな社会課題を見据えた高度な実学教育の実現に向けた大学院教育の再構築を行う。また、社会人のリカレント教育の充実に向けた教育プログラムを展開する。

(3) 教育実施体制等

イ 教育研究組織

- ・学群・研究科や各委員会・センターなどの教育研究組織が、本学の理念・目的に適合した組織体制となっているかを不断に検証するとともに、教育研究の動向、社会的要請などの本学を取り巻く教育研究環境等に適応したものになるよう改善を図る。

□ 教員・教員組織

- ・本学が求める教員像や各学群・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示した上で、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。教員の募集、採用、昇任等にあたっては、これらの基準及び手続を明確にした上で、年齢、性別、国際性等のバランスにも配慮し、公募により選考する。また、学系組織の実質化を進め、教育研究の活性化を図る。
- ・専任教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し、その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに、大学全体の質の向上と高度化に資するため、教員評価を行う。また、教員の年俸制の導入について、引き続き検討する。
- ・本学が目指す教育を提供するために望ましい教員像を明確にするとともに、その育成及び自己研鑽の機会として、組織的かつ体系的にファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントを実施する。

(4) 学生への支援

イ 学修・生活支援

- ・学生が安心して学生生活を過ごし、学修や課外活動に励むことができるよう、学修支援方針等に基づいて、適切な学修支援、生活支援を行っていく。特に学修困難学生については早期発見に努め、適切な対応を行う。
- ・学生が心身の健康を維持・増進していけるよう適切な支援を行う。障害のある学生、

外国人留学生、LGBTQ+など多様な学生の学修・学生生活について適切な支援を行う。特に障害のある学生については合理的配慮を行う。全学生を対象に、人々の多様性を受け入れる態度の醸成を図る。

- ・国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度、各種奨学金制度の紹介など、経済的に問題を抱える学生への支援を行う。

ロ キャリア形成支援

- ・企業や自治体、医療機関等が求める人材や学生の価値観・就労観の多様化に対応し、学生自らが希望する進路において必要とされる資質や能力を意識し、主体的かつ自律して行動できるようなキャリア形成支援を実施する。また、学生の特性に合わせた個別支援も強化することで、不本意な就職等を削減する。地域の企業や医療機関等との連携を更に拡充し、関連する地域情報を提供するほか、卒業・修了者のUターン支援や公務員試験対策などを充実させて県内定着を促進する。
- ・本学独自の実践的インターンシップなどを活用し、環境変化に柔軟に対応できる人間力の育成を図るとともに、地域社会の「価値創出」にも資する教育プログラムの更なる発展に向けて、企業や自治体、医療機関等との情報交換・連携の充実を図る。

[指標] 卒業生就職率（100％／年）

[指標] 看護師国家試験新卒合格率（100％／年）

[指標] 保健師国家試験新卒合格率（100％／年）

2 研究

- ・創造性・卓越性に優れた研究成果の創出に向けた取組を行うとともに、学系横断的な専門分野の融合など本学ならではの優位性・独自性を有する研究を推進する。また、社会や時代の要請を的確に把握しながら、実践的な研究に取り組むとともに、世界及び地域に貢献する研究を推進し、その発展に寄与する。
- ・積極的に国内外の学術誌への論文掲載や学会での発表を推進し、研究成果を発信する。
[指標] 教員一人あたりの研究成果発表件数（2件／年 令和8年度）
- ・地域連携を含めた研究支援体制の強化を図り、外部資金の獲得や研究成果の戦略的な知財化、企業や外部機関等との更なる連携を推進する。
[指標] 外部資金獲得総額（2億3,600万円／年 令和8年度）

3 教育研究環境の整備

- ・老朽化、陳腐化した施設及び大型実験機器等の整備・更新を計画的に進め、教育研究環境の維持・向上に努める。
- ・資料整備方針に基づき、教育・研究資源としての所蔵資料の充実を図り、電子化・環境整備・ソフト事業等によって資料の利活用を支援する。本学の研究とその成果を学内外に向けて公開・発信するための機能と体制を整備し、研究と研究交流を支援する。領域を超え地域にも開かれた学びの場として図書館環境を整備し、図書館利用促進事業等による機能向上を図る。
- ・特別研究費及び国際研究費等の配分にあたっては、研究内容や外部資金獲得の可能性、若手研究者育成の観点などから審査を行い、配分を決定する。基礎的研究費を含め、研究費については、適切な配分を目指す。

第2 地域貢献等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献

- ・地域に開かれた大学として、本学の有する研究成果等の知的資源を地域社会に還元するため、住民を対象とした公開講座や企業や自治体に向けたセミナー等を開催するほか、引き続き大学施設の地域開放に努める。

〔指標〕 公開講座等への延べ参加者数（1, 600人／年）

- ・地域課題等を把握し、地域や産業の活性化を図るため、企業や自治体等との連携を一層強化する。また、企業や自治体等への訪問や相談を通して明らかになったニーズや課題に対応するため、地域連携や研究推進の支援体制を強化し、受託事業や受託・共同研究を実施するほか、本学とすでに連携協定を締結している市町村等（14市町村及び14公的機関等〈令和2年度〉）との取組事業の充実を図るとともに、新たな協定締結先の開拓に努める。

〔指標〕 自治体や企業等との連携件数

- ・市町村や企業等との連携事業・受託事業数（17事業／年 令和8年度）
- ・市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）
- ・東日本大震災からの真の復興・発展に向けて、移り変わる被災地の状況や、新たな課題等に対応しながら被災地を継続的に支援するとともに、これまでの教育研究活動や災害対応の各種プログラムも含め、その内容や方法について検証を重ねながら、成果を広く発信していく。
- ・地震、水害、感染症などによる今後の新たな災害に対応するため、地域の災害対策の状況把握を行い、連携自治体等の災害レジリエンスに関する施策立案に資する研究を進め、成果発表の場を設けるなどして支援する。

2 国際交流

- ・グローバル化が進展する中で必要とされる多文化理解、国際教養、コミュニケーション力を高める宮城大学グローバル教育方針を策定し、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。英語圏や近隣のアジア・オセアニア地域を中心に、国際交流協定校を開拓する。一方、学内ではラーニングコモンズ等を利用した多文化間交流を定期的に行い、キャンパス内にいながらにして国際感覚を身につけられる場を提供する。
- ・世界を俯瞰的に捉え、多様な地域、文化、人間の立場から物事を多角的に理解する力や人々に共感する感覚を涵養する機会を学生に提供するために、短期・長期の海外研修と留学プログラムの充実を図る。また、高度な知識・技能の獲得を志向する海外からの留学生を受け入れ、地域社会に貢献できる人材の輩出を目指す。

〔指標〕 海外派遣（*）学生枠（200人／年 令和8年度）

*短期・長期の海外研修、留学プログラムやゼミ、研究室単位の交流等、本学が講じる取組によるもの

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営の改善

- ・本学の理念・目的を実現するために、理事長を中心とする法人組織、学長をはじめとする教学組織等について、それぞれの権限と責任を明確にしながら、適切な大学運営のための組織を整備し、適切な運用を図るとともに、学外有識者の積極的な登用や、監査の充実を努める。また、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等の国や他大学の動向等を踏まえ、より効率的な大学の経営の在り方について検討する。
- ・年度計画策定及び予算編成の基本方針に基づき、予算要求と本中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し、適切な予算編成を行う。

2 人事の適正化

- ・優れた人材を確保するため、事務職員の採用は公募による選考を原則とし、その配置にあたっては、人事異動方針等に基づき、持ち味や意欲、キャリアプランを考慮した人事配置を行う。また、法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに、適正な業績評価や他団体との人事交流等を通じて職員の資質向上と組織の活性化を図

る。

- ・教育研究支援体制の充実に向けて、大学の教育研究活動に深い理解を有する専門性の高い事務職員を育成するとともに、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営を実現するため、組織的なスタッフ・ディベロップメントを実施する。

3 事務等の効率化・合理化

- ・教職員による業務改善を奨励するとともに、ペーパーレス化やアウトソーシング、情報システムの導入等の取組を積極的に推進し、事務等の効率化・合理化を図る。また、共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、多様で柔軟な働き方を推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保

- ・授業料等の学生納付金については他大学の動向や法人の収支状況、社会情勢等を勘案し、適正な受益者負担の観点から定期的に見直しを行う。
- ・学内の資源を有効に活用するとともに、寄附金による自己収入の増加に努める。

2 経費の抑制

- ・情報システムの高度化と適切な運用により業務効率を向上させるとともに、業務の外部委託等による合理化を進め、経費抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善

- ・定期的な資産の点検を行い、適切に維持管理し、有効活用を図るとともに、余裕資金の管理運用にあたっては、安全性・流動性に配慮する。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価の充実

- ・外部機関による評価項目や認証評価の評価基準も見据えた自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表することにより、自主的な大学運営の改善・向上及び透明性確保に努める。
- ・内部質保証システムに基づく各PDCAサイクルの適切かつ定期的な実施を通じて、教育研究活動等の質の保証及び向上に恒常的・継続的に取り組み、システムの定着化を図る。

2 情報公開の推進等

- ・広報基本方針等に基づき、教育研究活動等の積極的な情報発信をはじめとする全学広報活動を戦略的に推進し、様々なステークホルダーに対して本学の認知度を高める。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等

- ・老朽化した施設及び付帯設備について、計画的な大規模修繕を行い、長寿命化を図る。

2 安全管理等

- ・事業場衛生委員会を定期的に開催し、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行うとともに、職場における教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努める。
- ・安全安心で衛生面にも配慮した教育研究環境を確保するために、施設・備品等（薬品を含む）の適切な管理運用を行うとともに、災害等の非常時を想定した総合的な諸対策の充実を図る。また、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理を徹底する。

〔指標〕 個人情報漏洩事故件数（0件／年）

3 人権の尊重

- ・人権侵害防止・対策本部を毎年度定期的に開催し、人権侵害防止に向けた研修や啓発活動を実施するなど人権侵害の未然防止に努める。また、相談体制を整備し、人権侵害に関する問題への対応を適切に実施する。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度～令和8年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究費等収入及び寄附金	639
補助金	0
その他収入	294
目的積立金等取崩	74
計	23,476
支出	
教育研究費	14,410
（うち人件費）	(10,399)
一般管理費	7,566
（うち人件費）	(3,609)
施設整備費	1,500
補助金	0
計	23,476

（注）予算は第3期中期目標期間において必要とされる所要額を見込んだものであり、各年度の運営費交付金の具体的な額については、上記を前提に設置者と協議の上、決定される。

【人件費の見積り】

第3期中期目標期間中、総額14,008百万円を支出する。

※1 人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額が算定される。

※2 退職手当については、公立大学法人宮城大学が定める規程に基づき所要額を支給するが、措置される額は、各事業年度の予算編成過程において算定される。

2 収支計画（令和3年度～令和8年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	24,011
經常費用	24,011
業務費	23,062
教育研究経費	3,101
受託研究等経費	496
人件費	14,008
一般管理費	5,457
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	949
臨時損失	0
収入の部	24,011
經常収益	24,011
運営費交付金収益	15,431
授業料等収益	7,038
受託研究等収益（寄附金を含む。）	713
財務収益	0
雑益	294
資産見返負債戻入	535
資産見返運営費交付金等戻入	491
資産見返物品受贈額戻入	44
補助金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（令和3年度～令和8年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	23,476
業務活動による支出	21,142
投資活動による支出	1,745
財務活動による支出	589
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	23,476
業務活動による収入	23,476
運営費交付金収入	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究等収入	713
その他収入	294
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

5億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要な対策費として借入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第7条第1号から第3号関係）

1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

2 人事に関する計画

教員については、大学の教育研究や地域への貢献を更に推進していくために必要となる人員を、人件費も念頭に置きながら、年次ごとの採用計画に基づき適正に配置する。

事務職員については、法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに、本学を円滑に運営するため、専門的な知識を有する職員を長期にわたって養成していく。

3 施設設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、宮城県の財政状況に応じて協議の上、決定する。